

令和8年度埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員養成講習会（基本課程） 実施要領

1 目的

盲ろう者の自立と社会参加を促進するため、盲ろう者向け通訳・介助員の養成を行い、盲ろう者への理解を深め、福祉の充実を図ることを目的とする。

2 主催

埼玉県

実施団体：特定非営利活動法人埼玉盲ろう者友の会

3 受講資格

- ・盲ろう者と共に活動する意思のある者
- ・令和8年3月31日現在満18歳以上（高校生不可）の者
- ・令和9年度より埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員として活動する者
- ・以下の県内市町村に居住または通勤・通学の者

熊谷市、秩父市、深谷市、本庄市、東松山市、大里郡、児玉郡、秩父郡、比企郡

4 定員

15名 ※選考あり

5 会場

東松山市市民福祉センター（埼玉県東松山市松本町1丁目7-8）他、外部での実習あり

6 日時

令和9年1月13日（水）、1月20日（水）

2月3日（水）、2月10日（水）、2月24日（水）

3月3日（水）、3月17日（水）

10時～17時（9時30分開始の回あり）

7 回数、講習時間

7回（開講式・閉講式を除く） 全42時間

8 日程 毎週水曜日

	全7回 10時～12時／13時～17時
1月	13日（開講式含む）、20日
2月	3日、10日、24日
3月	3日、17日（閉講式）、24日（予備日）

9 申込み方法

(1) 申込期間 令和8年11月2日(月)～12月4日(金)

(2) 申込方法

- ①埼玉盲ろう者友の会ホームページの応募フォームから申込み
- ②埼玉盲ろう者友の会ホームページから申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入後、下記宛て先に郵送またはメール提出
- ③該当市区町村の障害福祉担当課・社会福祉協議会等にある所定の申込用紙に必要事項を記入後、下記宛て先に郵送

宛て先

特定非営利活動法人埼玉盲ろう者友の会

〒338-0002

埼玉県さいたま市中央区下落合2-16-11 ポーラビル101

10 受講決定

選考後、受講者を決定。受講者には12月21日(月)までに受講の可否について郵送する。

11 修了証書(基本課程)の交付

全講習の内36時間以上出席した者に修了証書(基本課程)を交付する。修了証書(基本課程)の交付を受けた者は、埼玉県盲ろう者向け通訳・介助員(準登録)として活動することができる。準登録とは、活動内容の一部に制限を設けたうえで通訳・介助活動を行う登録形態をいう。

※当養成講習会を修了しても、同行援護等の資格は取得できません。

12 受講料

受講料は無料。ただし、教材費(テキスト代千円)および実習の際の実費は受講生の負担とする。

連絡先

特定非営利活動法人埼玉盲ろう者友の会

事務局 担当 上野・露崎・能宗

さいたま市中央区下落合2-16-11 ポーラビル101

TEL 048-823-7080

FAX 048-833-4004

Mail saitama-db@r9.dion.ne.jp

ホームページ <https://saitama-db.com/>

